



国立大学リスクマネジメント情報

2013(平成25)年10月号

<http://www.janu-s.co.jp/>

特集テーマ

水濡れ事故と保険適用

給排水設備の事故や配管やホースのはずれ、蛇口の締め忘れ等の水濡れ事故は、国大協保険の保険金支払事故でも大きな割合を占めています。

また、偶然の事故なのか、賠償責任がある事故なのか、職員宿舍や学生寮の場合はどうか等、状況により適用となる保険が異なります。

本誌では、2012(平成24)年6月号で、特集をしていますが、説明が十分でない部分もありましたので、今月号で再度取り上げます。

1. 水濡れ事故と保険適用の概要

損害保険における「水濡れ事故」とは、給排水設備の破損、配管等の詰まり、配管やホースのはずれ、蛇口の締め忘れ等による漏水や溢水(いっすい)により装置・機器、什器備品、衣類等が水濡れにより損害を被る事故を指しますが、幅広く考えれば、雨による浸水や雨水の溢れ(水災)、雨漏りも考えられます。これらの事故に対する保険適用の概要を整理すると以下ようになります。

事故状況	発生	被害	国大協保険等の適用
給排水設備の破損、配管等の詰まり、配管やホースのはずれ(蛇口締め忘れを除く)による被害	大学	大学	オールリスク特約(給排水設備の事故) 〈本誌2頁2-1〉
		学生、職員、業者、共同研究企業	総合賠償責任保険 (大学に賠償責任の場合) 追加被保険者特約 (教職員業務中) 〈本誌3頁3-1〉 学生、職員加入の保険(寮、宿舍) 業者、企業加入の保険
上記以外の原因による放水又は溢水による水濡れ(蛇口締め忘れ含む)	大学	大学	オールリスク特約(破汚損) 〈本誌2頁2-2〉 ※加害者に賠償請求も考えられる
		学生、職員、業者、共同研究企業	総合賠償責任保険 (大学に賠償責任の場合) 追加被保険者特約 (教職員業務中) 〈本誌3頁3-1〉 学生、職員加入の保険(寮、宿舍) 業者、企業加入の保険 ※加害者に賠償請求も考えられる
大学借用施設での給排水設備に生じた事故による漏水、放水又は溢水による水濡れ(蛇口締め忘れ含む)	大学借用施設	貸主	借家人賠償責任補償特約 〈本誌4頁3-2〉 貸主加入の保険 ※加害者に賠償請求も考えられる
		大学借用部分以外の入居者	総合賠償責任保険 (大学に賠償責任の場合) 〈本誌4頁3-2〉 入居者加入の保険 ※加害者に賠償請求も考えられる
当該大学以外の者が占有する戸室で生じた事故による大学の水濡れ被害(蛇口締め忘れ含む)	大学以外	大学	オールリスク特約(他戸室で生じた事故) 〈本誌3頁2-3〉 ※加害者に賠償請求も考えられる
雨による浸水、溢水	大学	大学	オールリスク特約(水災)
		近隣住居等	総合賠償責任保険 (大学に賠償責任の場合)
雨漏り	大学	大学	オールリスク特約(破汚損)
		学生、職員、業者、共同研究企業	総合賠償責任保険 (大学に賠償責任の場合) 学生、職員加入の保険(寮、宿舍) 業者、企業加入の保険

※青字は国大協保険メニュー1



2. 水濡れ被害への保険適用

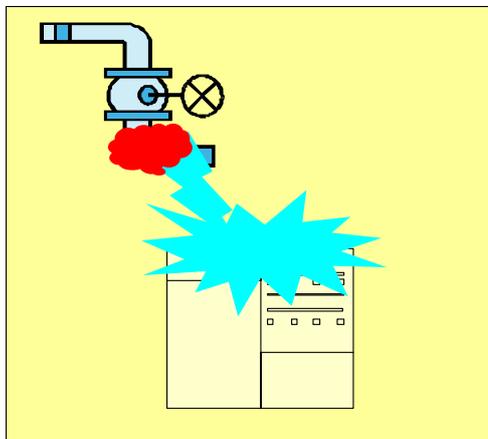
給排水設備の事故による被害は、国大協保険の必須加入となっているメニュー1 財産保険（基本補償）ではなく、メニュー1 オールリスク特約に加入していなければ補償されません。

また、オールリスク特約の中でも補償事由のどの項目に該当するかで取扱いが異なります。

1) 給排水設備の事故

給排水設備の破裂、亀裂、折損、ホースのはずれ、物が詰まり正常な排水ができなくなった場合は、オールリスク特約補償事由の「給排水設備の事故」に該当しますが、蛇口の締め忘れはこの事由では該当しません。

また、破裂、亀裂、折損の原因が給排水設備の消耗・劣化による場合には、水濡れによる他の機器等の損害は補償されますが、当該給排水設備自体の損害は補償されません。



給排水設備（スプリンクラー設備・装置を含む）に生じた事故（破裂、亀裂、折損、詰まり等）



オールリスク特約（給排水設備の事故）

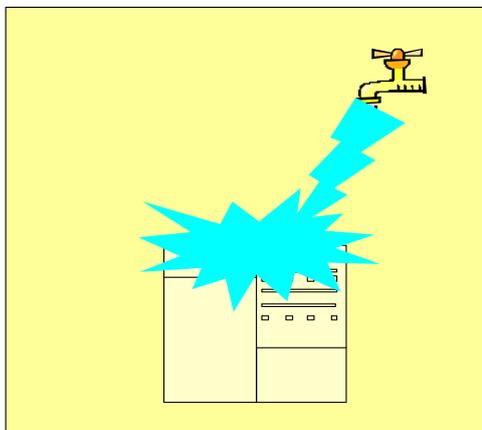
※設備の消耗・劣化の場合は、当該給排水設備自体の損害は補償外。

※蛇口の締め忘れは、「給排水設備の事故」ではなく、下記2)の「破汚損」に該当。

2) 給排水設備の事故以外の水濡れ

上記の「給排水設備の事故」以外の水濡れ事故、例えば蛇口の締め忘れの場合は、オールリスク特約補償事由の「破汚損」が適用されます。

この場合、ご提出いただいている動産一覧で①試験測定機器、②産業機器、③医療機器の3種類に分類されるものについては、オールリスク特約復活担保の申告をしていなければ補償されないの
で注意が必要です。



給排水設備に生じた事故以外の水濡れ事故（蛇口の締め忘れ等）



オールリスク特約（破汚損）

※試験測定機器、産業機器、医療機器に分類される動産は、復活担保申告をしていなければ補償されない。

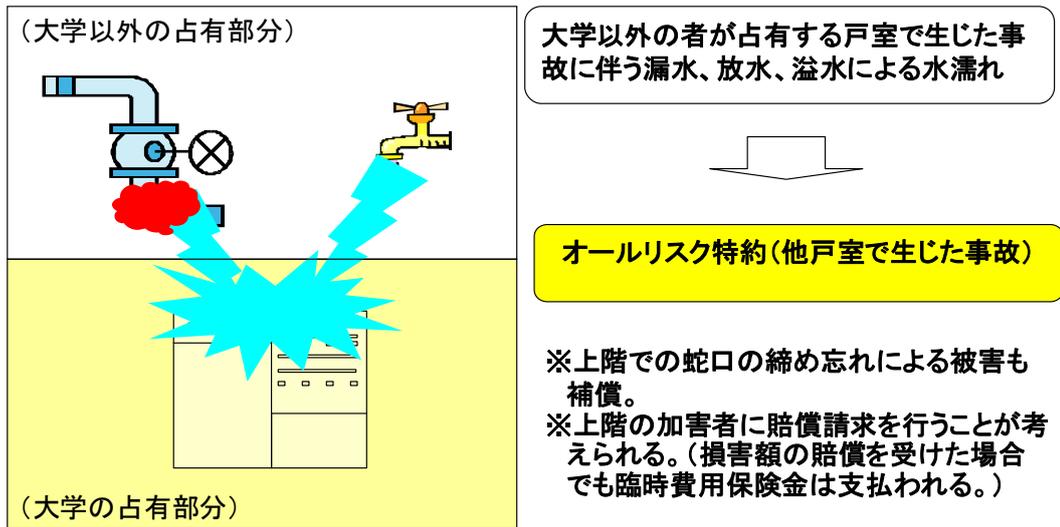
※締め忘れに賠償請求することも考えられるが、学生の場合、学研災付帯賠償責任保険では補償対象とならない。



3) 他の戸室で生じた事故

大学のサテライトオフィスが入居するビルの上階の他の占有者の戸室等、当該大学以外の者が占有する戸室で発生した漏水事故による水濡れ被害は、オールリスク特約補償事由の「他の戸室で生じた事故」に該当します。この場合は、蛇口の締め忘れも含まれます。

また、事故を起こした他の占有者に賠償を求めることも考えられます。

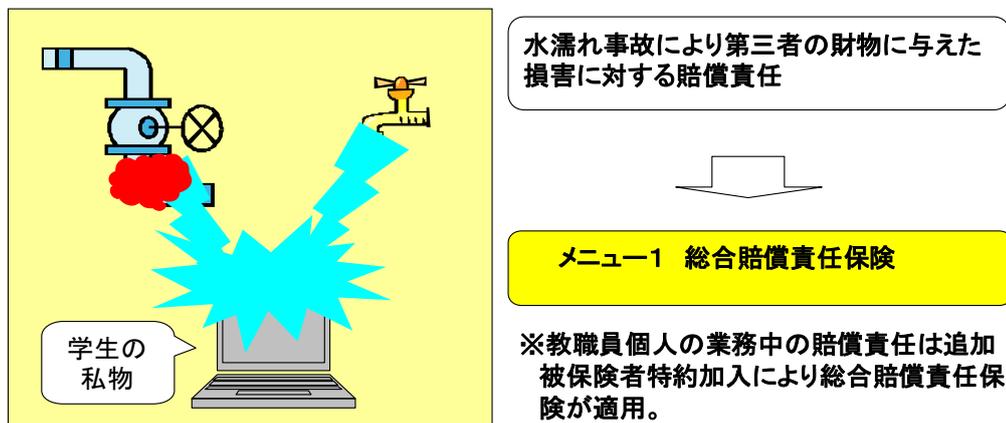


3. 水濡れ事故による賠償への保険適用

1) 大学施設での水濡れ事故による賠償への保険適用

大学が所有・管理する建物（学生寮や職員宿舎を含む）の給排水設備の管理に過失があり漏水が発生し、研究室、居室にある学生や教職員の私物に損害を与えた場合には、大学に賠償責任が発生し、メニュー1 総合賠償責任保険の補償対象となります。

大学教職員が蛇口を閉め忘れて水を溢れさせ、他者の財物に損害を与えた場合には、業務上であれば大学が使用者として賠償責任を負うことになり、メニュー1 総合賠償責任保険の補償対象となりますが、被害者から教職員個人の賠償責任が問われた場合には、メニュー1 追加被保険者特約に加入していれば総合賠償責任保険が個人にも適用されます。

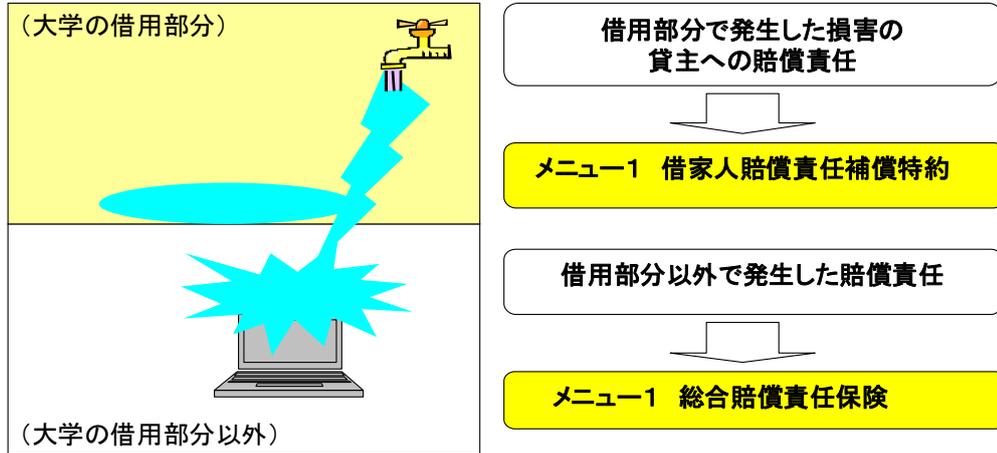




2) 大学借用施設での水濡れ事故による賠償への保険適用

大学が借用するサテライトオフィス等で大学教職員が蛇口を閉め忘れて水を溢れさせ他者に損害を与えた場合、大学や教職員個人に賠償責任が発生することが考えられます。この場合、借用する部分以外で発生した損害に対する賠償はメニュー1 総合賠償責任保険の補償対象となります。

一方、借用する部分に発生した損害の貸主への賠償は、メニュー1 総合賠償責任保険では補償されないため、メニュー1 借家人賠償責任補償特約に加入する必要があります。



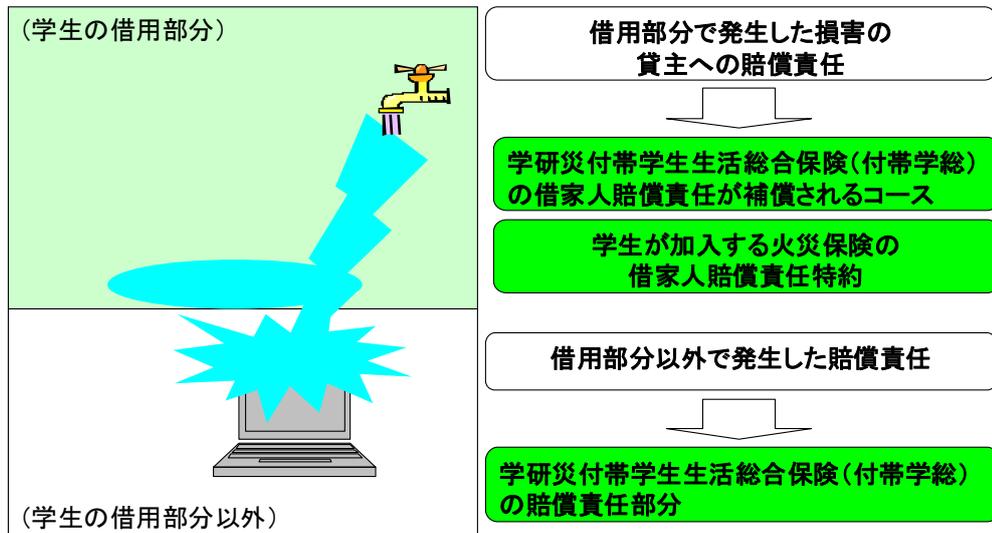
4. 学生の借用居室における水濡れ事故への保険適用

1) 学研災付帯学生生活総合保険（付帯学総）の借家人賠償責任付きコース

学生個人が借用する居室で水濡れ事故を起こしてしまった場合、国大協保険では対応できません。

借用する部分以外で発生した損害に対する賠償は、学生（留学生含む）が加入する学研災付帯学生生活総合保険（付帯学総）の賠償責任保険や大学生協学生賠償責任保険で補償されます。ただし、借用する部分に発生した損害を貸主に賠償する場合には、付帯学総の借家人賠償責任付コースに加入していなければ補償されません。

また、借家人賠償責任保険特約付の火災保険や大学生協火災共済に加入していれば、借用する部分に発生した損害を貸主に賠償する場合は補償されます。



⇒公益財団法人日本国際教育支援協会 学研災付帯学生生活総合保険
<http://www.jees.or.jp/gakkensai/opt-gakuso.htm>



2) 留学生住宅総合補償

留学生の場合には、公益財団法人日本国際教育支援協会が制度運営する留学生住宅総合補償に加入していれば、借用する部分以外で発生した損害に対する賠償も、借用する部分に発生した損害を貸主に賠償する場合も、どちらも補償を受けることができます。ただし、本制度における留学生の加入については、大学が所有又は借上げた宿舎、寮は対象となりません。

⇒公益財団法人日本国際教育支援協会 留学生住宅総合補償
<http://www.jees.or.jp/crifs/index.htm>

5. 大学が借用する施設に入居する学生

大学が建物を借用してその居室を学生（留学生含む）の宿舎、寮として貸与することが考えられます。

このような場合に、学生が貸与された居室で水濡れ事故を起こした場合、大学は借用部分については、貸主に対して賠償責任を負いメニュー1借家人賠償責任補償特約により補償されます。

一方、入居する学生は大学と貸借契約を結んでおり、借用部分に発生した損害を大学に賠償する場合は、借家人賠償責任の付いた学研災付帯学生生活総合保険（付帯学総）や借家人賠償責任特約付の火災保険で補償され、借用部分以外で発生した損害に対する賠償は学研災付帯学生生活総合保険（付帯学総）の賠償責任部分で補償されます。

	大学	入居学生
借用部分で発生した損害の貸主への賠償責任	メニュー1借家人賠償責任補償特約	学研災付帯学生生活総合保険（付帯学総）の借家人賠償責任部分 学生が加入する火災保険の借家人賠償責任特約
借用部分以外で発生した賠償責任	一般的には大学には借用部分以外の賠償責任は発生しない	学研災付帯学生生活総合保険（付帯学総）の賠償責任部分

6. 給排水設備の予防保全、衛生管理

設備を適切に維持していくためには予防保全と事後保全が必要です。予防保全とは、設備・機器・部品などの使用中での故障を防止し、使用可能状態に維持するために計画的に行う保全のことを言い、政府の「社会資本整備重点計画」においても推進されている考え方です。

しかしながら、大学の予防保全に対する取り組みはまだ十分とは言えません。平成 21 年に文部科学省が公表した「大学施設の維持管理の実態及び取組の状況—第 1 期中期計画における施設マネジメントの状況—」によると、大学の予防保全（プリメンテナンス）の取組状況は、19 大学中、9 大学において全学的に導入されているものの、残り 10 大学においては、部分的な導入に留まっているといえます。点検保守等で予防保全を導入している大学においては、教育研究環境の水準の維持向上に貢献しているとの回答が得られ、その意義は大きいといえます。

給排水設備に関しては、そのリスクは施設内の「水濡れ」に止まらず、飲料水・雑用水・排水等の水質、悪臭やネズミ等の発生等の環境問題もあり、その対処は重要です。単に保険の対象となる「水漏れ」対応だけの問題ではありません。設備の種類によっては、給湯温度が低いと一般細菌や従属栄養細菌、レジオネラ属菌等が繁殖してレジオネラ感染症の原因となること等が指摘されています。

このような水漏れ防止、水質、環境の維持管理を行うためには設備の予防保全の徹底が必要です。

<㈱インターリスク総研 小林誠主席研究員>



H25. 9月

大学リスクマネジメント News PickUp

<Web上のニュースから検索>

<事件・事故>

- 9. 10 世界遺産に登録されているトルコの観光地で○大学の女子学生がナイフで刺され1人が死亡、もう1人が重体。
- 9. 20 ○大学医学部附属病院は、50代の女性の肺から採取した検体を、肺がんの80代の男性患者の検体と取り違い、手術する必要がなかった女性を肺がんと誤認し、右肺の3分の1を摘出したと発表。

<入試等ミス>

- 9. 3 ○大学は、大学院修士課程の入試で、記述文の正誤を問う問題の答えが正誤どちらとも取れる内容であったため、受験者146人全員を正解にしたと発表、可否には影響なし。
- 9. 6 ○大学は、2013年2月に行った「日本史B」の入試問題で、出題ミスがあり、5人の受験生を追加合格した、なお、5人中2～3人が入学の意向を示す。
- 9. 21 ○大学は、3年次編入試験で、空欄を埋める選択肢で「終止」とするところを「終始」とする出題ミスがあったと発表。この問題については、受験生23人全員を正答とした。

<情報セキュリティ>

- 9. 2 ○大学は、准教授が、受講した学生1132人の成績や学生104人分の住所、電話番号、メールアドレスの入ったUSBメモリーを紛失したと発表。
- 9. 6 ○大学は、教員が業務に「Googleグループ」を利用したところ、設定ミスがあり、受講生に関する氏名や学籍番号、出欠状況、成績評価案など94人分の情報が漏洩したと発表。
- 9. 7 ○大学は、教員が業務使用している「Googleグループ」にて、学生の氏名、就職応募企業名と合否、単位取得状況、教員採用応募者の履歴書、企業からの求人情報が、約2ヶ月間、第三者に閲覧可能だったと発表。
- 9. 17 ○大学は、同大学附属小のサーバーに不正アクセスがあり、児童770人分の個人情報(氏名、住所、成績)が流出したと発表。
- 9. 24 ○大学において、メールの誤送信が発生し学生141人のメールアドレスが流出したことが判明。事務連絡メールを一斉送信した際、送信先アドレスを「TO」と設定して送信したため、全員の氏名、学年、メールアドレスが表示された状態となった。
- 9. 30 ○大学は、入院患者の病歴など個人情報をインターネットに故意に流したとして、附属病院の医師を懲戒解雇。

<ハラスメント>

- 9. 12 ○大学は女子学生の体に触ったとして教授を懲戒解雇。同教授は、別の女子学生の体に触ったとして今年4月に停職6ヶ月の処分を受けていた。

<学生・教員の不祥事>

- 9. 2 ○大学は、児童ポルノの画像をメールに添付して送信し、児童買春・ポルノ禁止法違反の罪で罰金50万円の略式命令を受けた男性准教授を停職6ヶ月の懲戒処分にしたと公表。
- 9. 6 ○大学は、麻酔用鎮痛剤(医療用麻薬)を自分で使用したとして、病院医師を懲戒解雇。警察は、麻薬取締法違反と医師法違反容疑で取り調べている。
- 9. 25 ○大学は、県迷惑防止条例違反(盗撮)の疑いで7月に逮捕された附属病院の男性助教を停職3ヶ月の懲戒処分。助教は同日辞職。
- 9. 26 ○大学は、泥酔した女性の体を触るなどしたとして県警に準強制わいせつ容疑で逮捕され、のち地検が不起訴処分とした医学部学生2人を退学処分にしたと発表。

配信について

本誌は、各国立大学・大学共同利用機関の国大協保険ご担当者、国大協連絡登録先、ご登録いただいた方にメールで配信させていただきます。(無料) 配信登録、解除は弊社ホームページからお願いします。⇒ <http://www.janu-s.co.jp/>

情報提供のお願い

各大学等でのリスクマネジメントに関する取組み、事故・事件への対応のご経験、ご感想、ご要望等をお寄せください。
⇒ info@janu-s.co.jp

バックナンバー

- 13. 9月 ◆国大協リスクマネジメント調査報告書
- 13. 8月 ◆学外機関での教育研究中の保険適用
- 13. 7月 ◆夏の安全と保険
- 13. 6月 ◆教職員個人の賠償責任
- 13. 5月 ◆学生の海外派遣と保険
- 13. 4月 ◆新型インフルエンザ関連FAQ
- 13. 3月 ◆留学生の受入れと保険
- 13. 2月 ◆天災危険の補償

※弊社ホームページからダウンロードできます。

発行 有限会社 国大協サービス
東京都千代田区神田錦町3-23

協力 株式会社インターリスク総研
三井住友海上火災保険株式会社



国大協保険賠償事故対応説明会

1. 主催 有限会社 国大協サービス
一般社団法人 国立大学協会
2. 日時 平成25年11月27日(水) 午前10時30分～午後4時30分
(コア・セッション 午後1時～2時40分)
3. 場所 学術総合センター 一橋講堂
(東京都千代田区一ツ橋2-1-2)
4. 対象者 ① 国大協保険ご担当者
② 賠償事故ご担当者
③ その他関係者(リスクマネジメント、訴訟等のご担当者)
5. プログラム

<セッションⅠ> (希望者)

10:30～12:00(受付10:00から) <90分> (有)国大協サービス

「賠償事故に関する保険等の基礎知識」

- * 賠償責任保険の基礎知識
- * 国大協保険の中の賠償責任保険の概要
- * その他の関連する保険等の概要

<コア・セッション>

13:00～14:40(受付12:30から) <100分> (有)国大協サービス

「賠償事故と保険適用の事例紹介」

- * 大学に関連する事故・事件の報道から考える大学のリスク
- * 賠償事故発生状況と傾向分析
- * 対応事例の紹介

<セッションⅡ> (主な対象：国大協保険担当者)

14:55～16:00

「事故報告の実務」 <5分> (有)国大協サービス

「メニュー1 事故処理の実務」 <60分> 三井住友海上火災保険(株)

- * 保険金請求の実務と被害者対応の留意点
- * 賠償金額算出の基本的考え方

<セッションⅢ> (主な対象：国大協保険担当者(メニュー4機関))

16:00～16:30 <30分> (株)損害保険ジャパン

「メニュー4の概要と事故処理の実務」

- * メニュー4の概要
- * 保険金請求の実務



国際交流活動対応支援セミナー

1. 主催 有限会社 国大協サービス
後援 一般社団法人 国立大学協会
2. 日時 平成25年12月12日(木) 午後1時~午後4時40分
3. 場所 学術総合センター 一橋講堂
(東京都千代田区一ツ橋2-1-2)
4. 対象者 ① 学長、理事、副学長、部局長、センター長、部課長等
② 留学生受入、留学生派遣のご担当者
③ リスクマネジメント、危機管理、保険等のご担当者
5. プログラム 13:10~14:10 <60分>
「留学生交流における危機管理の考え方とその実践」
明治大学国際日本学部国際教育センター長 横田雅弘 氏
- 14:10~15:10 <60分>
「海外安全対策と危機管理~最前線での経験からみる勘所~」
元在ヨルダン特命全権大使、元在シドニー総領事 加藤重信 氏
- 15:20~16:10 <50分>
「留学生の受入と派遣に関する各種保険とアシスタンスサービス」
(有)国大協サービス
- 16:10~16:40 <30分>
「アシスタンスサービスとその対応例」
日本エマージェンシーアシスタンス(株)